

●お 知 ら せ●

事務連絡
平成12年12月20日

社団法人日本建設機械化協会会長殿

建設省建設経済局建設機械課
課長補佐 徳長政光

建設機械の排出ガス浄化装置について

建設省直轄工事における建設機械の排出ガス対策として、排出ガス対策型建設機械以外の未対策建設機械に装着することにより排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる「排出ガス浄化装置」の型式は平成12年11月末現在、表一の通りとなっております。

平成11年6月28日付け「建設機械の排出ガス浄化装置および黒煙浄化装置について」、平成11年12月16日および平成12年4月13日付け「建設機械の排出ガス浄化装置について」でお知らせしたとおり、表一に該当する型式以外の装置を、建設省により性能が確認された装置であるがごとく表示を行って営業されている事例が見受けられますので、「別添の確認方法」を参照のうえ、再度貴参加関係会員への周知徹底およびご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械の指定に関する要件である「排出ガス対策型黒煙浄化装置」については、平成12年11月末現在、表二の通りとなっておりますので、併せてお知らせします。

表一 平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」および民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置

会社名	型式
東京濾器(株)	DCR-200 E
東京濾器(株)	DCR-300 E
東京濾器(株)	DCR-600 E
東京濾器(株)	DCR-650 E
東京濾器(株)	DCR-900 E
東京濾器(株)	DCR-1200 E
東京濾器(株)	DCR-1600 E
東京濾器(株)	DPM-250 HE
東京濾器(株)	DPM-500 HE
東京濾器(株)	DPM-900 HE
東京濾器(株)	DPM-1500 HE

表二 排出ガス対策型黒煙浄化装置認定一覧

認定番号	会社名	型式
1	東京濾器(株)	DPM-250 HA
2	東京濾器(株)	DPM-250 H
3	東京濾器(株)	DPM-500 H
4	東京濾器(株)	DPM-900 H
5	東京濾器(株)	DPM-1500 H

表一2 (続)

認定番号	会社名	型式
6	日本ドナルドソン(株)	DCM 08-1
7	日本ドナルドソン(株)	DCM 08-2
8	日本ドナルドソン(株)	DCM 09-2
9	日本ドナルドソン(株)	DCM 16
10	日本ドナルドソン(株)	DCM 24-3
11	日本ドナルドソン(株)	DCM 24-4
12	日本ドナルドソン(株)	DCM 28
13	日本ドナルドソン(株)	GCM 08
14	日本ドナルドソン(株)	GCM 16
15	日本ドナルドソン(株)	GCM 24-3
16	日本ドナルドソン(株)	GCM 24-4
17	日本ドナルドソン(株)	GCM 28
18	(株) テネックス	TNX-1
19	(株) テネックス	TNX-2
20	(株) テネックス	TNX-3
21	イビデン(株)	CF I-100
22	イビデン(株)	CF I-200
23	イビデン(株)	CF I-300
24	イビデン(株)	CF I-400
25	イビデン(株)	CF I-500
26	イビデン(株)	CF I-600
27	イビデン(株)	CF III-200
28	イビデン(株)	CF III-400
29	イビデン(株)	CF III-600
30	イビデン(株)	CF III-800
31	イビデン(株)	CF III-1000
32	イビデン(株)	CF III-1200
33	イビデン(株)	CHZK-75
34	イビデン(株)	CHZK-100
35	イビデン(株)	CHFA-50
36	イビデン(株)	CHFA-75
37	イビデン(株)	CHFA-100
38	住友電気工業(株)	SCD-411
39	住友電気工業(株)	SCD-412
40	住友電気工業(株)	SCD-211
41	住友電気工業(株)	SCD-310
42	九州松下電器(株)	KME-HL-1
43	九州松下電器(株)	KME-HL-2
44	九州松下電器(株)	KME-HL-3
45	九州松下電器(株)	KME-HL-4
46	九州松下電器(株)	KME-HL-5
47	(株) ボーテック	Vsel-50
48	(株) ボーテック	Vsel-100
49	(株) ボーテック	Vsel-200
50	(株) ボーテック	Vsel-300
51	日本ドナルドソン(株)	GCM 60
52	日本ドナルドソン(株)	GCM 08-2
53	日本ドナルドソン(株)	GCM 12
54	日本ドナルドソン(株)	GCM 14
55	日本ドナルドソン(株)	GCM 14 L
56	日本ドナルドソン(株)	GCM 16 M
57	(株) いすゞセラミックス	ATA 15 K
58	(株) いすゞセラミックス	ATA 19 K
59	(株) いすゞセラミックス	ATB 21 K
60	(株) いすゞセラミックス	ATB 33 K
61	(株) いすゞセラミックス	ATB 49 K
62	(株) いすゞセラミックス	ADA 15 K
63	(株) いすゞセラミックス	ADA 19 K
64	(株) いすゞセラミックス	ADB 21 K
65	(株) いすゞセラミックス	ADB 33 K
66	(株) いすゞセラミックス	ADB 49 K

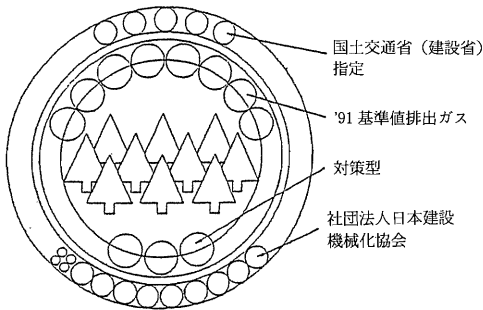
●お 知 ら せ●

(1) 建設省が指定する「排出ガス対策型建設機械」および「これと同等と見なすことができる排出ガス浄化装置を装着した建設機械」の確認方法

建設省が指定する「排出ガス対策型建設機械」および「これと同等と見なすことができる排出ガス浄化装置を装着した建設機械」については、識別ができるように以下(①あるいは②)のラベルが貼付されています。

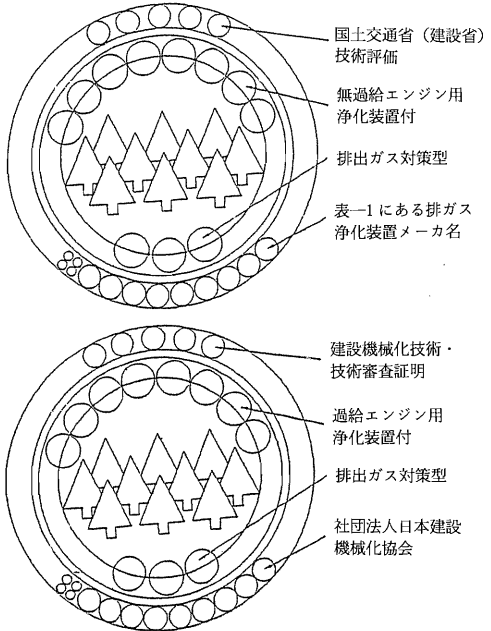
(1) 「排出ガス対策型建設機械」に貼付されるラベル

このラベルの上部には「建設省指定」と記載され、下部には「社団法人日本建設機械化協会」と記載されています。



(2) 「排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる排出ガス浄化装置を装着した建設機械」に貼付されるラベル

このラベルの上部には「建設省技術評価」あるいは「建設機械化技術・技術審査証明と記載され、下部には表-1にある排出ガス浄化装置メーカー名」あるいは「社団法人日本建設機械化協会」と記載されています。



問合せ先：国土交通省総合政策局建設施工企画課；
電話 03 (5253) 8285

事務連絡
平成13年1月25日

社団法人日本建設機械化協会長殿

国土交通省総合政策局建設施工企画課
課長補佐 徳長 政光

**排出ガス対策型建設機械指定要領等の
取扱いについて**

建設機械の排出ガス第2次基準値による排出ガス対策型建設機械の指定開始につきましては、「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)および「排出ガス対策型建設機械指定要領の運用」(平成9年10月3日付建設省経機発第128号)

の平成12年12月25日付改正により、平成13年4月1日よりその指定申請の受け付けを開始することとしたところであります。

これに先立ち、建設機械の排出ガス第2次基準値によるエンジン評定の受付は既に開始されており、国土交通省としても第2次基準値に適合した排出ガス対策型建設機械の早急なる普及を支援するためにも、平成13年4月1日から同年4月20日までに第2次基準値による排出ガス対策型エンジンの認定及び建設機械の指定申請が行われたものにつきましては、平成13年6月にそれぞれ認定及び指定が行うことができるよう、所要の措置を講ずることとしておりますので、本取扱いについて、貴参加関係会員への周知徹底及びご協力をよろしくお願い申し上げます。